

大阪市立新北島中学校 PTA 規約

第4章 会 員

第1章 名 称

第 1 条 この会は、大阪市立新北島中学校 PTA という。
この会は、事務所を大阪市立新北島中学校におく。

第2章 目 的

第 2 条 この会は、保護者と先生とが協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- (1) 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、同和問題等、人権教育について理解を深める。
- (2) 家庭と学校および地域社会との堅密な連携によって生徒の福祉を増進する。
- (3) 家庭と学校と地域社会における教育環境をよくする。
- (4) その他必要と認めた事業を行う。

第3章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従つて活動する。

- (1) 生徒の教育並びに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行なわない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

第 5 条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。
(1) この学校に在籍する生徒の保護者及びこれに準ずる者。
(2) 学校の先生。

第 6 条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

第5章 経 理

第 7 条 この会の経費は会費をもってする。

第 8 条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行なわれる。

第 9 条 この会の会費は、1 口月額 200 円として、会員一人につき 200 円とする。

第 10 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第6章 役員とその選挙

第 12 条 この会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1 名（保護者）
- (2) 副会長 1 名以上（保護者）
- (3) 書記 1 名（保護者または教職員）
- (4) 会計 1 名以上（保護者）
 - 1) 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。
 - 2) 役員は他の役員または会計監査委員を兼ねることはできない。

第 13 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再選は妨げない。また、役員は引き続いで他の役員に選任されることができる。

第 14 条 役員の選挙および就任は次のとおり行われる。

- (1) 役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を次の方法によって構成する。
 - 1) 地域委員会から 2 名、広報・成人教育・保健体育厚生・人権啓発活動・学年学級の各委員会から各 1 名を選出する。
その時、学年・地域が偏らないようにする。
 - 2) 先生の中から互選により 2 名の指名委員を選出する。
 - 3) 実行委員の中から互選により 2 名を選出する。
- (2) 指名委員は、各役員および会計監査の候補になることができない。
- (3) 指名委員会は、各役員別に候補者をあげ、役員選挙の 7 日前までに全会員に知らせる。
- (4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。但し、上記候補者の指名を総会の 3 日前までに指名委員会に届けなければならない。
- (5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合でも一般会員からなされる場合も、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- (6) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は出席した会員の無記名投票（委任状を含む）により多数決で選挙される。
- (7) 役員は 5 月 1 日より就任する。

第 15 条 指名委員会は会計監査 1 名以上を推薦し、本人の同意を得て、総会に報告して承認を求める。

第7章 役員の資格と任務

第 16 条 会員で公選による公職でない者は、第 6 章の規定に従って役員になることができる。

第 17 条 役員の任務は次の通りである。

- (1) 会長はこの会を代表し会務（召集、委員長および委員の委嘱等）を司ると共にこの会の資産を管理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこの職務を代行する。
- (3) 書記は総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。また記録通信その他書類を保管する。
- (4) 会計は会計事務を処理し、会計監査を受けて総会で会員に報告する。
- (5) 会計監査は会計を監査し（年 2 回以上）その結果を報告する。

第 18 条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員の生じたときは実行委員の中から実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残期間とする。

第8章 総 会

第 19 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 20 条 総会の定足数は全会員の 5 分の 1 とする。決議は出席した会員（委任状を含む）の過半数の同意を要する。

第 21 条 実行委員会が必要と認めるとき、また会員の 3 分の 1 の要求があったときは、会長はいつでも総会を召集する。

第 22 条 総会は年 1 回以上開催する。

第 23 条 この会の年間の事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第9章 実行委員会

第 24 条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長・副委員長および校長、教頭をもって構成される。

第 25 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する議案を調整する。
- (3) 必要あるときは、特別委員会を設けることができる。

第 26 条 実行委員会は毎年 1 回の例会を開催することを原則とする。実行委員会の定足数は委員の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第10章 常置・会員活動部および特別活動部

第 27 条 この会の活動に必要な事項について調査研究、立案および実施するため、次の常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。

- (1) 常置活動部
 - ア 広報委員会
 - イ 成人教育委員会
 - ウ 保健体育厚生委員会
 - エ 人権啓発活動委員会
- (2) 会員活動部
 - ア 学年学級委員会
 - イ 地域委員会

第 28 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別活動部を設け、必要な委員会を置くことができる。

第 29 条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第 30 条 各委員会の構成は学級ごとに委員を互選により選出する。

第 31 条 各委員長・副委員長および委員の任期は 1 年とする。ただし、再選は妨げない。

第 32 条 常置活動部の委員会の任務および活動は次の通りとする。

- (1) 広報委員会
 - ア 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得ようつとめると共に会員に対して情報を伝達する。
 - イ 広報・PTA 便りを発行する。
 - (2) 成人教育委員会
 - ア 会員の教養と知識技能を高めるため学習活動を推進する。
 - イ 地域における社会教育の推進に協力する。
 - (3) 保健体育厚生委員会
 - ア 生徒の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めようつとめると共に会員の健康増進と体力の向上をはかる。
 - イ 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループ、クラブ活動の活発化をはかる。
 - (4) 人権啓発活動委員会
 - ア 子どもを育てる親として人権問題を学習するとともに、人権啓発活動を推進する。
 - イ 子どもが学んでいる平和についての学習の理解と認識を深める。
- 第 33 条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。
- (1) 学年学級委員会
 - ア 保護者と先生との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる PTA 活動の基盤となるようにつとめる。
 - イ 保護者と先生、あるいは父母相互の親睦と連携をはかるために学級集会、学年集会を開催する。
 - ウ 教育環境がより好ましくなるようにつとめる。

(2) 地域委員会（含青少年活動）

- ア 地域における生徒（在学青少年）の交通安全、環境浄化、非行化防止につとめ、会員の意識を高める。
- イ 地域における会員との連携と親睦をはかり、相互の連絡が円滑に行われるようつとめる。
- ウ 地域の他の PTA との連絡と協調をはかる。
- エ 生徒の健全な活動や遊び場の確保につとめる。
- オ 生徒のスポーツ、レクリレーション活動を活発にする。
- カ 学校および地域における他の青少年育成団体、地域諸団体、機関との連携をはかる。
- キ 地域社会の環境をよくするようつとめる。

第 34 条 校長は各委員会に出席して意見を述べることができる。

第 35 条 各委員会はその事業の計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならぬ。

第11章 改 正

第 36 条 この規約は、総会において出席した会員（委任状を含む）の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

第 37 条 本規約施行に必要な細則は実行委員会の決議によって別に定めることがある。

昭和 52 年 5 月 6 日	制定発効	平成 3 年 11 月 10 日	一部改正
昭和 58 年 5 月 24 日	一部改正	平成 4 年 11 月 15 日	一部改正
昭和 63 年 4 月 22 日	一部改正	平成 9 年 4 月 18 日	一部改正
平成 2 年 2 月 9 日	一部改正	平成 19 年 4 月 12 日	一部改正